

基幹統計調査における母集団名簿整備に関する確認結果

1 審議の経緯

評価分科会において、事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値対応について審議を行ってきた中で、基幹統計調査でも母集団名簿の整備状況において課題等があるものが一部見受けられた。正確な統計の作成という観点からは、調査のベースとして適切な母集団名簿が整備されていることも重要であるため、第11回評価分科会（令和3年6月23日）において、統計調査における母集団名簿の整備状況について確認すること、事務局において現状の把握・整理の上、それらの結果等を踏まえて、評価分科会において必要な審議を行うことが決定された。

2 照会結果

当該決定に基づき、総務省として、基幹統計調査における母集団名簿の整備について、各基幹統計調査における母集団名簿整備の状況を各省に照会し、以下資料のとおり整理した。

（なお、事業所・企業等以外（世帯・個人等）が調査対象の基幹統計調査の場合においては、経常的な母集団名簿を整備しそれを更新していくという方法は基本的にとられていないため、調査客体名簿の作成方法について確認した。）

資料1-1 事業所・企業等が調査対象の基幹統計調査の場合（各府省への照会結果を事務局にて整理したもの）

資料1-2 母集団名簿の情報源に用いられている行政記録情報

資料1-3 母集団名簿の情報源に用いられている統計調査の結果

資料1-4 母集団名簿の情報源として事業所母集団データベース、他統計、行政記録情報以外の情報源が用いられている統計調査

資料1-5 事業所・企業等以外（世帯・個人等）が調査対象の基幹統計調査の場合（各府省への照会結果を事務局にて整理したもの）

資料1-6 基幹統計調査における母集団名簿の整備状況の確認作業における調査票の分類整理